

トピックス

1. 事業主の安全・衛生配慮義務
2. 復刊にあたって



福留経営労務管理事務所  
姫路龍馬会  
社会保険労務士・行政書士  
福留章

# 龍馬通信

No. 1

2018年1月号

## ご挨拶

《事務所報、復刊にあたって》新年あけましておめでとうございます。皆様おそろいで光にあふれ、喜びに満ちた輝かしい新年をお迎えのことと存じます。

さて平成20年より約2年間、刊行しておりました私の事務所の所報を新年から復刊することになりました。私の第二の故郷である土佐の高知の英雄、坂本竜馬にちなんで『龍馬通信』と致しました。私の随筆と労務管理に関連する社会保険、労働保険の法改正あるいは助成金のご紹介など幅広く情報を発信していきたいと思えます。また、事務所報に対するご意見ご要望等もお寄せ下さればありがたいです。東京五輪に向けて、景気の回復基調も見え始めた昨今、ITやAIによる社会の構造的変化をどうやって乗り越えていこうか、まさにサバイバルの時代に突入しつつある今、士業として生きる私たちが、どうすれば皆様に喜んでいただける士業として生き残ることができるのか。大きな課題を前に立ち止まるのではなく、ポジティブに立ち向かっていきたいと思えます。

## 随筆 『龍馬と私』

京都の近江屋で凶刀に倒れたのは、彼が35歳の時であった。司馬遼太郎の「龍馬が行く」の中で、その場面になるといつも悔し涙が流れた。今、彼の倍近くの年を生き、極太の人生であった彼に比べて薄っぺらな人生をおめおめと生きている自分を恥じるばかりである。時代が人を生むとはよく言われます。幕末動乱の時代、薩長土をはじめ、西国を中心に多くの志士たちが輩出しました。中でも龍馬はその残した功績もさることながら、彼の生きざまや行動力において誰よりも傑出していたと思えます。

い感性でとらえる事が出来る天才であった。

薩長同盟、大政奉還、船中八策（後に5箇条の御誓文）彼の関わった歴史的変革は彼の自由な発想から生まれたものであり、そのダイナリズムにおいて、他の幕末の志士たちの追従を許さない。痛快なのは、彼がその事業を全く個人という立場で関わっていったことであり、私利私欲の心がなかったからこそ、成し遂げたことであった。歴史が動く時、必ず国には多くの人々の血が流される。中央政権に何の未練もなかった彼もほぼ役割を果たしたと思われる頃、斬殺される。一介の土佐の脱藩浪人が日本を動かし、その後の世界に大きな影響を残した。わずか十数年。龍馬は暗黒の中、一瞬の光芒を放ちながら遠くへ去っていった。

月の名勝「桂浜」に彼の銅像が立つ。総髪によれよれの羽織、はかま。洋靴を履き、ふところ手をして太平洋を望む。目を細めて彼はどこを見つめているのだろう。「そりゃ太平洋の海の彼方よ。自由が何よりじゃきにや。」龍馬の声が聞こえてきそうである。龍馬と私。龍馬は私にとってかけがえのない師匠であり、友である。今もこれからも私の心に生き続ける。



郷士（商人でありながら名字帯刀を許された）の家生まれ厳しい身分制度の中で姉の乙女や地元の知識人から薫陶を受け、彼は独自の世界観を作り上げていく。コツコツと勉強し、知識を高めるというのではなく、何事も概略を素早く理解し、核心の部分に鋭



映画『火花』  
原作：又吉直樹「火花」（文春文庫）  
監督：板尾創路  
出演：管田将暉、桐谷健太、木村文乃、  
川谷修士、三浦誠己 他



絶対に売れることを信じて青春を生きる芸人たち。売れない不安、激しい競争、下克上。芸の良し悪しではなくうけねらいだけが現状。どんどんと追い越していく後輩たち。不安と焦燥、うめくような毎日。10年という年月が流れて、相方は平凡な家庭をもち、もう一人は不動産会社の営業マンになる。火花を散らし続けた10年が彼らにもたらしたものは決して否定されるものではない。苦しみ抜いた10年の年月は彼らを強い魂の持ち主に変えた。師匠はなおあきらめきれずに、今までにない笑いを求めて突き進んでいく。滑稽で、哀れで切なく、健気な彼らの生き様。平凡な日々を過ごした人には判らない、一瞬の幸福があったはず。その幸福感は実は何物にも替えがたい物。ひしめく芸人たちを描いた映画「火花」は笑いに生きようとする青春群像を軽妙にとらえて観る者をはなさない。その息詰まる生き方に感動し、一言では言えない、彼らへの愛おしさが胸に溢れる。 H29. 11. 26



## 《事業主の安全・衛生配慮義務》

平成 27 年 11 月から 50 人以上の事業場でのストレスチェックが義務化され、翌 28 年 6 月からは一定の有害化学物質を取り扱う事業所にリスクマネジメントが義務付けられた。これは労働安全法の法改正によるもので事業主に求められる従業員に対する安全と衛生配慮義務を具体化したものと言える。この安全衛生配慮義務はかなり広範な配慮義務になっており、個別労働紛争になった場合はその前提として制度上のコンプライアンスが求められる。これが遵守されていない場合、例えば 50 人以上規模の事業場での安全衛生委員会未設置などがあると、安全衛生法違反となり、安全・衛生配慮義務の欠如となる。従って、多額の損害賠償責任を負わされる結果となる。事業主としてはそれなりの注意と覚悟が必要だと思えます。尚、ストレスチェック・リスクマネジメントについては事務所までご相談ください。

昨年 6 月から勤務しております、事務員の江平（エヒラ）といたします。まだまだ未熟な点が多く、皆様にご迷惑をおかけすることがありますが、今後とも宜しくお願い致します。さっそくですがこの場をお借りして僭越ながら自己紹介などさせていただければと思います。



- \*主人、私、娘のあかり（1歳）、トイプードルのマル（4歳）の4人家族です
- \*料理をすること、食べるのが好きです
- \*事務所までは片道 15 分、毎日自転車で通っています
- \*好きな番組：アナザースカイ、住人十色、0655、大河ファンタジー「精霊の守り人」、NHK 朝の連ドラは毎日欠かさず見えています！